



丸亀市で新生活をスタートする新婚世帯へ

住宅費や引越費用の一部を補助します！

【世帯上限額：29歳以下 60万円・30～39歳 30万円】

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するため、住宅費や引越費用の一部を補助する「丸亀市結婚新生活支援事業」を令和2年度から実施しています♪

対象となる新婚世帯（以下の条件をすべて満たす世帯）

- 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 申請した日時点で最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額が400万円未満（世帯年収約540万円未満に相当）
※申請時に無職である場合は、退職した者に係る所得を世帯所得額から控除
※奨学金を返還している場合は、奨学金の年間返済額を世帯所得額から控除
- 補助対象となる世帯の住宅が丸亀市内にあり、かつ、夫婦の双方または一方が丸亀市に住民登録を有し、現に居住している
- 夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下である
- 夫婦いずれもが、別紙「セミナーの受講について」に定める講座の受講者である
- 生活保護法に規定する保護または補助金と重複する他の公的給付を受けていない
- 日本国籍、または日本国の永住権を有している
- 夫婦いずれもが、暴力団等の反社会的勢力の構成員ではない
- 夫婦いずれもが、過去に婚姻に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けていない
- 夫婦いずれもが、「丸亀市東京圏UJターン移住支援事業補助金」及び「丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金」を受けていない
- 夫婦いずれもが、市税等に滞納がない
- 丸亀市などによる本事業実施に係るアンケート等へ協力する

対象となる経費

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間で、婚姻を機に支払った次の経費が対象になります。

※勤務先から住宅手当等が支給されている場合、支給分を補助対象経費から差し引きます。

① 住宅費（賃料、礼金、仲介手数料）

※世帯員の3親等以内の親族が所有する賃貸住宅に係る費用は対象になりません。

② 引越費用（引越業者や運送業者への支払いに係る実費）

※家財道具の処分、トラックのリースに係る費用等は対象になりません。

補助額

住宅費と引越費用を合わせて1世帯あたり、29歳以下の世帯は60万円・30～39歳の世帯は30万円を上限とします（年齢区分は、夫婦いずれかの高い方によります）。

※補助金額の1,000円未満の端数は、切り捨てます。

申請手続きの流れ

①交付申請⇒交付決定通知⇒②交付請求⇒入金

※交付決定通知から入金まで2週間程度かかります。

提出書類

①交付申請

- 丸亀市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本の写し
- 夫婦それぞれの申請した日時点で最新の所得証明書（申請時において夫婦の双方または一方が離職している場合は、離職票またはこれに代わるものの写し）
- 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（借入れがある場合）
※夫婦の所得の合算が400万円未満の場合、提出の必要はありません。
- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 住宅費（賃料、礼金、仲介手数料）に係る領収書の写し
- 引越費用に係る領収書の写し
- 勤務先からの手当等が分かる書類（勤務先から手当等の支給があった場合）
- 市長が別に定める講座を受講したことが分かる書類
- 丸亀市結婚新生活支援事業補助金誓約書（様式第2号）
- アンケート
- 債権者登録申出書

②交付請求

- 丸亀市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第5号）

※上記書類以外にも、別途書類を提出いただく場合があります。

※様式第1・2・5号・債権者登録申出書は、丸亀市ホームページからダウンロードできます（「丸亀市 結婚新生活」で検索）

問い合わせ先

丸亀市市長公室秘書政策課（丸亀市役所4階）

電話 0877-24-8839 E-mail:seisaku-t@city.marugame.lg.jp